

装装保第12546号  
令和7年6月30日

長官官房総務官  
長官官房人事官  
長官官房会計官  
長官官房監察監査・評価官  
長官官房各装備開発官 殿  
長官官房艦船設計官  
各 部 長  
施設等機関の長  
各地方防衛局長

防衛装備庁長官  
(公印省略)

防衛事業適合事業者契約を締結する場合における履行中の秘密  
情報等の保全に関する特約条項の変更要領について（通達）

標記について、別紙のとおり定め、令和7年7月1日から適用することと  
したので通達する。

添付書類：別紙

写送付先：陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部長、陸上幕僚監部装備計  
画部長、海上幕僚監部指揮通信情報部長、海上幕僚監部装備計画  
部長、航空幕僚監部運用支援・情報部長、航空幕僚監部装備計画  
部長

## 防衛事業適合事業者契約を締結する場合における履行中の秘密情報等の保全に関する特約条項の変更要領

### 第1 趣旨

この要領は、防衛事業適合事業者制度等に関する訓令（令和7年防衛装備庁訓令第19号。以下「訓令」という。）第13条第3項の規定に基づき事業者と防衛事業適合事業者契約（以下「適合事業者契約」という。）を締結する場合において、既に当該事業者と締結した他の契約（以下「個別契約」という。）に付帯する秘密情報又は保護すべき情報の保全に関する特約条項（以下「特約条項」という。）を、適合事業者契約の契約条項に変更する場合の要領について定めるものとする。

### 第2 用語の定義

この要領において用いる用語の意義は、訓令に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 地方防衛局調達部長等 北海道防衛局調達部長、北関東防衛局装備部長、南関東防衛局調達部長、近畿中部防衛局調達部長、中国四国防衛局調達部長、沖縄防衛局調達部長、東海防衛支局長、長崎防衛支局長、東北防衛局郡山防衛事務所長、北関東防衛局宇都宮防衛事務所長、近畿中部防衛局舞鶴防衛事務所長、近畿中部防衛局東海防衛支局岐阜防衛事務所長及び中国四国防衛局玉野防衛事務所長をいう。
- (2) 契約担当官等 防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第2条に規定する契約担当官等をいう。

### 第3 個別契約の特約条項の変更手続

- (1) 防衛装備庁装備政策部装備保全管理課長（以下「装備保全管理課長」という。）は、訓令第13条第3項の規定に基づき事業者と適合事業者契約を締結する場合において、当該事業者が、個別契約の特約条項を適合事業者契約に変更することについて承諾する意思がある場合は、当該事業者に対し、別記様式第1による申請書（以下「承諾申請書」という。）を、地方防衛局調達部長等を経て提出させるものとする。
- (2) 承諾申請書の提出を受けた装備保全管理課長は、適合事業者契約を締結した後、当該契約書の写し及び承諾申請書の写しを契約担当官等に送付するものとする。
- (3) 契約担当官等は、承諾申請書の内容に疑義のない場合は、当該申請書を受理した日をもって、個別契約の特約条項を訓令第13条第5項又は第7項に基づく特約条項に変更したものとして取り扱うものとする。
- (4) 契約担当官等は、保護すべき情報に係る個別契約について、前号の取扱いをする場合は、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保のための措置の細部事項について（装装保第4208号。

令和5年3月14日)第3項第5号の規定に基づき指定した監査官について、別記様式第2により監査官の指定を解除するものとする。ただし、中央調達については、物別官又は物別室長が通知することができるものとする。

#### 第4 その他

この要領の実施に当たり疑義が生じた場合は、装備保全管理課長又は各契約担当官等と協議するものとする。

別記様式第1

発 簡 番 号  
発 簡 年 月 日

防衛装備庁長官 殿  
(装備政策部装備保全管理課長気付)

(契約事業者)

防衛事業適合事業者契約を締結する場合における履行中の秘密  
情報等の保全に関する特約条項の変更について (申請)

標記について、下記のとおり申請する。

記

弊社と防衛装備庁の間で締結した付紙に掲げる契約に係る秘密情報等の  
保全に関する特約条項について、これを防衛事業適合事業者制度等に関す  
る訓令 (令和7年防衛装備庁訓令第19号) 第13条第5項又は第7項の  
規定に基づく特約条項に変更することについて、承諾します。

別添：防衛事業適合事業者契約に変更を承諾する契約リスト



発 簡 番 号  
発 簡 年 月 日

(監査官の所属長)

殿

装備政策部装備保全管理課長

(契約担当官等)

監査官の指定の解除について (通知)

標記について、防衛事業適合事業者契約を締結する場合における履行中の秘密情報等の保全に関する特約条項の変更要領について（装装保第12546号。令和7年6月30日）別紙の第3第4号の規定に基づき、下記の契約に係る監査官の指定を解除する。

記

番号	調達要求番号	契約品名	契約相手方名	備考
			監査対象事業所名	

添付書類：防衛事業適合事業者契約に変更を承諾する契約リスト